

有害鳥獣から農作物を守るため駆除隊が活動



有害鳥獣の駆除に取り組む駆除隊の皆さん

■農作物に甚大な被害を及ぼす有害鳥獣が増加しています

本町では近年、イノシシやシカ、カラス、サルなどの有害鳥獣による農作物などの被害が発生しています。

有害鳥獣を見掛けた場合には、大きな音を立てて追い払うようにしてください。また、爆竹やロケット花火などの音の出る花火なども有効です。

●駆除隊が銃器およびわなで有害鳥獣を駆除しています

町では、年間を通して有害鳥獣駆除隊による銃器およびわなでの有害鳥獣の捕獲を行っています。駆除隊による平成26年度上半期の実績は、下表のとおりです。

【平成26年度有害鳥獣駆除隊活動実績】

地区名	鳥獣種			
	イノシシ	シカ	カラス	サル
宮内	6	1	23	1
甲佐	6	0		0
竜野	21	5		0
乙女	1	0		0
白旗	5	2		0
合計	39	8	23	1

※平成26年4月～9月の実績

単位：頭（羽）

町と駆除隊では、目撃情報や被害報告を基に町内の見回りを行っています。

イノシシ、シカ、カラス、サルなどの被害の発生や駆除の要望などがありましたら、町産業振興課までご連絡ください。

※駆除の依頼を受けてもすぐには駆除できなかつたり、捕まらなかつたりすることもありますのであらかじめご了承ください。

▼ご連絡・お問い合わせ先

町産業振興課

096-234-1176

(内線155)

町産業振興課 ☎096-234-1176(内線155) ✉klg206@town.kosa.lg.jp

■接骨院・整骨院の受診時の注意

●負傷の原因を正しく伝える
ねんざや打撲などの外傷以外（単なる肩こりや筋肉疲労など）では国民健康保険が使えませんので、柔道整復師に負傷の原因を正しく伝えることが大切です。

●同じ負傷での重複受診に注意
同一の負傷について、同時期に柔道整復師の施術と医師の治療を重複して受けた場合は、原則として、柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

●「療養費支給申請書」の内容をよく確認する
傷病名や施術内容、回数などが記載されている「療養費支給申請

接骨院・整骨院・鍼灸(しんきゅう)院に正しくかかろう



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

書」は施術を受ける際にしっかりと内容を確認して署名しましょう。また、領収書は必ず保管し、医療費通知が届いたら内容を確認しましょう。相違がある場合は、町住民生活課にお知らせください。

■鍼灸(しんきゅう)院の受診時の注意

はり・きゅう・マッサージの施術を受けるときは、医師の同意があった場合に限り国民健康保険の対象となります。施術時に一旦全額を支払い、申請して審査で決定されれば一部負担金を除いた額が払い戻されます。ただし、鍼灸(しんきゅう)師などが患者に代わって保険者に請求する場合があります。

●はり・きゅうでの保険利用

はり・きゅうでは、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症などの慢性的な痛みのある病気は保険適用されますが、医師の同意書がない場合や同一疾患にて医療機関で治療を受けている場合は保険適用されません。

●マッサージでの保険利用

筋肉まひや関節拘縮などで、医療上マッサージを必要と認められた場合は国保が使えますが、医師の同意書がない場合や疲労回復や慰安が目的の場合は使えません。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

社会保険料控除証明書が 今月から送付されます



控除証明書は確定申告などの際に必要です

■国民年金保険料の控除証明書 は大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日（水）から9月30日（火）までの間に保険料を納付した人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

10月1日（水）から12月31日（金）までの間に、今年初めて保険料を納付した人については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

控除証明書についての照会は、控除証明書のがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

●控除証明書専用ダイヤルのご案内

- ▼お問い合わせ専用ダイヤル
ナビダイヤル
0570・058・555
- 「050」から始まる電話で掛ける場合
03・6700・1144
- ▼受付時間
・月～金曜日
午前9時～午後7時
・第2土曜日
午前9時～午後5時
- ※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ▼お問い合わせの受付期限
平成27年3月16日（月）

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104） ✉klg106@town.kosa.lg.jp

■育児にはげむ「イクメン」などの皆さんを紹介

男性の皆さんに、男女共同参画について考えていただくために、「家事男（カジダン）」、「育爺（イクジイ・孫の育児を手伝うおじいさんのこと）」、「イクメン（育児に励む男の人のこと）」の皆さんをご紹介します。

■仕事が忙しくても娘との楽しい時間を一番大切にしたい

「お父さんになったんだ」。あの気持ちから2年近くが経ちました。今ではそれなりの言葉も理解し、単語を発する娘。しかし、まだまだパパとママの気持ちは分かっていないようです。

娘がお腹の中にいると分かった

家事や子育てに奮闘する男性をご紹介します⑨



娘と一緒に過ごす時間を少しでも作りたい

時はどうしようもない嬉しさがありました。名前は何にしよう、男の子だろうか女の子だろうか、そんなことを考えている内に「ギヤー」と産まれました。パパに似ていると助産師さん、ママに頑張ったと…。すくすくと大きくなる娘に自分も頑張らないといけないと思わされます。

毎日仕事が遅く、土日でも遊んであげる時間が少ないのですが、一緒に過ごす時間を少しでも作りたいし、それが一番の楽しみです。

家事などはほとんど妻に任せっきりですが、育児は頑張る気持ちを持っていきます。きつても娘の顔を見ればまったく苦に思わないのです。いつかパパとママの気持ちに分かる日が来たときは、いっぱい話をしたい：そう思うこの頃です。（M・M）

■家事や子育てに奮闘する様子をご紹介します

男性の皆さんが日ごろの家事や子育てに奮闘されている様子をぜひ『広報こうさ』で紹介させていただきます。

※応募する際は、写真および子育てについての意見などを町総務課までご提出ください。

町総務課 ☎096-234-1140（内線223） ✉klg202@town.kosa.lg.jp